

## 別紙1 審査手続きに関する要請

はじめに

新居浜市情報公開条例（以下、「条例」という。）は、改正行政不服審査法に基づき改正され、2016年4月1日より施行されている。条例では、審査請求を受け実際の審理手続きを行うのは、情報公開審査会（以下、「審査会」という。）とされているが、その手続きは行政不服審査法の趣旨に沿っているとは言い難い。よって、審査会における審理手続きを改正行政不服審査法の趣旨に沿い、審理員が行うとされている第2章第3節及び、第5章第1節第2款に規定される手続きを行うことを求める。

### 1 改正行政不服審査法の趣旨

総務省行政管理局は、改正行政不服審査法を下記のように解説している。

#### 「第1 概要

行政庁の処分に関し行政庁に対し不服申立てをすることができるための制度（以下「不服申立制度」という。）は、訴訟によらず、行政の自己反省機能をいかし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るものであり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組みである。

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）は、不服申立制度についての一般法として、昭和37年に制定・施行されたが、その後50年以上が経過したものの、実質的な改正はなされてこなかった。

この間、行政の公正性・透明性等に関する国民の意識は大きく変わってきており、また、関係制度の整備・改正も行われる中で、行政不服審査法についても、時代の変化を踏まえた見直しを求める声が高まっていた。

このような情勢を踏まえ、総務省は、行政不服審査法の全部を改正する「行政不服審査法案」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を立案し、平成26年（2014年）の第186回国会に提出した。これらの法案は、「行政不服審査法案」について修正（附則第6条を追加）がなされた上で、両院の本会議でそれぞれ賛成多数により可決、成立し、同年6月13日に公布された。（「逐条解説行政不服審査法」）」

つまり、行政不服審査法は、「訴訟によらず、行政の自己反省機能をいかし、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図るものであり、国民から信頼される公正な行政の基盤となる仕組み」である。そして、今改正は、「行政の公正性・透明性等に関する国民の意識は大きく変わってきており、また、関係制度の整備・改正も行われる中で、行政不服審査法についても、時代の変化を踏まえた見直しを求める声」の高まりを受け、施行され、その審理手続きも、上記趣旨を踏まえたものに改正されている。

## 2 改正行政不服審査法が要請する審査請求の審理手続き

上記1の趣旨に基づいた主な改正点である審理手続きについて、下記のように説明する。

### 「2 審理員制度の導入

処分に関与していないなど一定の要件を満たす「審理員」が審査請求の審理を行うこととした。

旧法においては、審査請求の審理を行う者についての規定はなく、原処分に関与した職員が、審理手続きを行うことも排除されていなかった。そのため、改正法においては、審理手続きの公正性・透明性を高めることにより、行政の自己反省機能の向上を図り、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの改正法の目的を達成するため、審査請求に係る処分に関与した者以外の者の中から審査庁が指名する審理員が審査請求の審理を行うことを法律事項として規定することとした。

また、不服申立人の手続保障の充実を図るため、口頭意見陳述における申立人の処分庁等に対する質問権を規定するほか、物件の閲覧について、処分庁以外の者から提出された物件も対象に加えるとともに、閲覧に加え、写しの交付を認めることとしている。」

「不服申立人の手続保障の充実を図るため」、上記審理手続きである第2章第3節の審理手続きを行うよう改正されており、「口頭意見陳述における申立人の処分庁等に対する質問権を規定するほか、物件の閲覧について、処分庁以外の者から提出された物件も対象に加えるとともに、閲覧に加え、写しの交付を認めること」が明記されている。

3 審査請求の審理手続きは、審査会が第2章第3節に規定されている審理手続きに沿って行われなければならない。

① 行政不服審査法第9条は、審査請求において第2章第3節の審理手続きを行うことを規定している

総務省行政管理局は、第9条の趣旨を下記のように解説する。

### 「【趣旨】

この条は、審理の公正性・透明性を高めることにより、審査請求人の手続的権利を保障するとともに、従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの改正法の目的を達成するため、処分に関する手続に関与していない等一定の要件を満たす「審理員」が第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うことを法律事項として規定するもので

ある。」

上記のように、「審理の公正性・透明性を高めることにより、審査請求人の手続き的権利を保障する」ため、「第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うことを法律事項として規定」している。

そして、第9条で審理手続きを主催するのは「審理員」とされているところ、除外規定が設けられている。

「第9条（審理員）

（前略）

ただし、次の各号のいずれかに掲げる機関が審査庁である場合若しくは条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合又は第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。

（中略）

三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員又は同条第三項に規定する機関」

上記は、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」は、審理員をおかなくても良いとしている。つまり、新居浜市情報公開条例は、「条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合」に該当する。

ところで、総務省行政管理局は、上記を下記のように解説する。

「(2) 条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合

条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることとしている。例えば、いわゆる情報公開条例に基づく処分について、地方公共団体の情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などに審理員を指名しないと条例で定めることが想定される。」

つまり、「情報公開審査会が諮問を受けて実質的な審理を行っている場合などに審理員を指名しないと条例で定めること」を想定しているという意味は、あくまでも「審理員を指名しない」ことを除外規定としているだけで、「第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うことを」除外規定としているわけではない。

## ② 行政不服審査会の役割

総務省行政管理局は、行政不服審査会について下記のように解説する。

「1 行政不服審査会の設置（第1項）

行政庁の処分等に対する審査請求についての裁決の客観性・公正性を高めるため、各府省における審理のみに委ねるのではなく、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、審査庁である主任の大臣等の判断の適否を審査する機関として、総務省に行政不服審査会を設置するものである。

行政不服審査会は、国家行政組織法第8条に規定する機関であり、いわゆる「審議会等」と呼ばれるものである。

#### (1) 名称

国家行政組織法第8条(又は内閣府設置法第37条)に基づく審議会等には、「審議会」、「調査会」、「委員会」、「審査会」等の名称が用いられており、不服審査事件を調査審議するものについては、「審査会」とされるものが多く見られる(例：情報公開・個人情報保護審査会、退職手当審査会、援護審査会、公害健康被害補償不服審査会、社会保険審査会、労働保険審査会等)。(「逐条解説行政不服審査法 第1節行政不服審査会 第1款 設置及び組織 第67条」)

行政不服審査法が規定する審査会とは、「第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、審査庁である主任の大臣等の判断の適否を審査する機関」として設置され、情報公開条例審査会もこれに該当するとしている。

つまり、行政不服審査法が要請する審査会の位置づけは、「第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含め、審査庁である主任の大臣等の判断の適否を審査する機関」であり、第2章第3節に規定される審理手続きを、審理員なり審査庁(今回は教育委員会が該当する)なりが行い作成した意見書について、「審理手続きの適法性や、法解釈、(中略)判断の適否を審査する機関」である。そして、その審理員なり審査庁が第2章第3節にある審理手続きに基づき作成した意見書を前提に、第5章第1節第2款に規定される審理手続きを行うよう要請している。

③ 新居浜市情報公開審査会は、行政不服審査法第2章第3節及び、第5章第1節第2款が規定する審理手続きを行わなくてはならない。

以上のように、行政不服審査法は、「審査請求人の手続的権利を保障する」「従前以上に行政の自己反省機能を高め、国民の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するとの改正法の目的を達成するため(中略)第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うことを法律事項として規定する」とあるように、この「第3節に規定する審査請求の審理」は改正法の眼目であり、これが為されなければ、改正法の趣旨が実現できない位置にあるものであり、また、「審査請求人の手続的権利」の「保障」や「国民の権利利益の救済」ができないという位置にあるものである。

にもかかわらず、新居浜市情報公開条例は、審査庁がすべきこれら「第3節に規定する審査請求の審理」を全く放棄したまま、「情報公開審査会」に諮問(「丸投げ」)する形となっている。

もし、今回の私たちの審査請求に対する審理手続きがそのようなものであるならば、上記のような改正法の趣旨が実現できず、「審査請求人の手続的権利の保障」や「国民（審査請求人）の権利利益の救済」もなされないこととなるので、新居浜市情報公開審査会は、第5章第二款の『審査会の調査審議の手続』のみではなく、上記「第2章第3節に規定する審査請求の審理」に則る審理手続きをもあわせ行うことによって、市民・住民の権利・利益を保障しなければならない。

#### 結論 審査会への要請事項

以上のように、条例において審査請求があった場合、審査会が実際の審理手続きを行うとされているが、「法律事項として規定されている」「第2章第3節に規定する審査請求の審理を行うこと」、特に、条例に規定されていない下記3つを履行することを要請する。

- ①「第31条（口頭意見陳述）2 前期本文の規定による意見の陳述（以下、「口頭意見陳述」という）は、（中略）全ての審理関係者を招集してさせるものである」
- ②「同条5 口頭意見陳述に際し、申立人は、（中略）審査請求に係わる事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。」
- ③「第38条（審査請求人等による提出書類の閲覧等）」

以上